

北海道適正化第1号
令和5年4月1日

貸切バス事業者 代表者 様

札幌市中央区南8条西15丁目4番1号
一般社団法人北海道貸切バス適正化センター
会 長 佐 藤 馨 一

令和5年度適正化事業にかかる負担金の額及び納付方法
並びに同負担金の請求について（通知）

平素より、当センターの業務に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度適正化事業にかかる負担金の額及び徴収方法について、このたび北海道運輸局長の認可を頂いたところです。

つきましては、道路運送法第43条の15第3項の規定に従い、「令和5年度負担金の額及び納付方法」について別添のとおり通知しますので、期限内（本年7月3日）に収めていただくようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症により、貸切バス業界が大きな影響を受ける中、皆様方の負担金で成り立つ適正化機関として、適切な業務運営に鋭意努めてまいりますので、負担金の納付について、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

（添付書類）

- ・ 令和5年度負担金の額及び納付方法
- ・ 令和5年度負担金の額及び納付方法のお知らせ

令和5年度負担金の額及び納付方法

1. 負担金の額(単価)

- (1) 1 営業所あたり 1 か年 67,820 円
- (2) 1 車両あたり 1 か年 4,940 円

2. 事業者ごとの負担金の額

上記 1. の負担金の額(単価)に、令和5年2月1日現在における各事業者の営業所数及び車両数(休車含む)をそれぞれ乗じた上で合計し、1 か年分の負担金を算出します。
※算出の基準日は2月1日となります(負担金の取扱いを定めた通達)。

3. 負担金の請求及び納付方法

- (1) 上記 2. で算出した 1 か年分の負担金について、4月1日付けで請求いたします。
- (2) 負担金の納付は、一括納付が原則ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、2 分割の納付(前期・後期)も可能です。
- (3) 分割納付を選択した場合、1 か年分の負担金を前期と後期に分けて納付願います。
- (4) 分割納付の後期分は10月2日付けで請求します。

4. 負担金の納付期限

- (1) 一括納付の場合：令和5年7月3日
- (2) 分割納付の場合：(前期)令和5年7月3日、(後期)令和5年11月2日

5. 負担金の精算(還付等)

年度途中で事業の休止等が生じた場合、負担金の取扱いは次表のとおりです。

事業廃止、許可の取消し、事業の休止又は再開	精算※1 を行う
事業の譲渡及び譲受	欄外に記載 ※2
事業の分割、合併及び相続	精算※1 を行わない
事業計画の変更 a. 営業区域の拡大に伴い、新たに当センターの管轄区域内に営業所を有することとなった場合 b. 当センターの管轄区域内の全ての営業所を廃止し、当該区域内に営業所が存在しないこととなった場合	精算※1 を行う
上記以外の事業計画変更(車両数の増減等)	精算※1 を行わない

※1 精算とは還付又は請求をいいます。なお、休止等となった月の翌月分から清算します。
※2 事業の譲渡人が負担金を分割納付していた場合のみ、譲受人に未納分を請求します。

6. 負担金の未納事業者に対する督促及び延滞金

- (1) 負担金の未納事業者に対する督促は、書面等により2回実施します。なお、督促後も正当な事由なく納付しない事業者に関しては、北海道運輸局に報告を行います。
- (2) 令和5年度は、納付期限までに負担金の納付がない場合、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、法律の定めによる延滞金の納付を免除します。

令和5年度負担金の額の算出基礎

1. 負担金算出の考え方

- (1) 負担金の単価は、「一般貸切旅客自動車運送適正化機関が徴収する負担金の取扱いについて」（平成29年3月31日付け国自旅第426号）により、適正化事業の実施に必要となる経費を積算し、この経費を適正化機関の管轄区域内に営業所を有する全事業者の毎年2月1日現在における、次のア 営業所数、イ 車両数、ウ 営業所数及び車両数を併用した数のいずれかの数で除した上で算出することとされている（営業所数割等という。）。
- (2) また、ウ 営業所数及び車両数を併用した数により単価を算出する場合は、事業経費を合理的と認められる割合で按分し、それぞれの単価を算出することとされている（併用割という。）。
- (3) 巡回指導は原則、訪問により営業所別に実施されることから、ア 営業所数割が基本となるが、当センターにあっては、負担金が事業規模にかかわらず平準化されるよう、営業所数及び車両数の併用割を採用する。
- (4) 営業所数及び車両数の併用割における按分は、巡回指導が訪問により営業所別に実施され、また、当センターは札幌市内1か所であるため、遠方に所在する営業所まで移動時間を多く要し、旅費交通費が多額となる。
- (5) 以上のことを勘案して、営業所数割を多く配分することとし、営業所数割60%、車両数割40%とする。

2. 負担金の額（負担金の単価）

上記1.の考え方に基づき1営業所及び1車両当たりの単価を算出しました。

区分	令和5年度 必要負担金額	割合	按分金額	算出 負担金単価
営業所数割 (281営業所)	31,758,000円	60%	19,054,800円	1営業所 67,820円
車両数割 (2,574両)		40%	12,703,200円	1車両 4,940円

営業所数・車両数ともに令和5年2月1日現在

負担金単価の推移

区分	R1年度	R2年度 (当初)	R2年度 (減額)	R3年度	R4年度	R5年度
営業所数割	66,940	69,320	36,150	54,250	60,980	67,820
車両数割	4,710	4,870	4,870	4,090	4,620	4,940

～令和5年度負担金の額及び納付方法のお知らせ～

一般社団法人 北海道貸切バス適正化センター

事業者の皆様へ

貸切バス適正化事業にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
令和5年度の巡回指導並びに負担金の納付について、ご協力いただきますよう
よろしく願いいたします。
今後とも業務の効率化や合理化を一層推進するなど、適切な業務運営に努めて
まいります。

令和5年度負担金の額及び納付方法（R5.3.30認可）

- ◆ 負担金の額は、
 - ・ 営業所数割：67,820円／1営業所
 - ・ 車両数割：4,940円／1車両
- ◆ 1か年分の負担金を4月1日付けで請求します。
- ◆ 負担金は一括納付が原則ですが、前期、後期の2分割納付も可能です。
- ◆ 一括納付及び前期の納付期限は7月3日（月曜日）です。
- ◆ 2分割納付を選択された場合、後期負担金は10月2日付けで請求し、
納付期限は11月2日（木曜日）です。

請求は 4月1日 付け

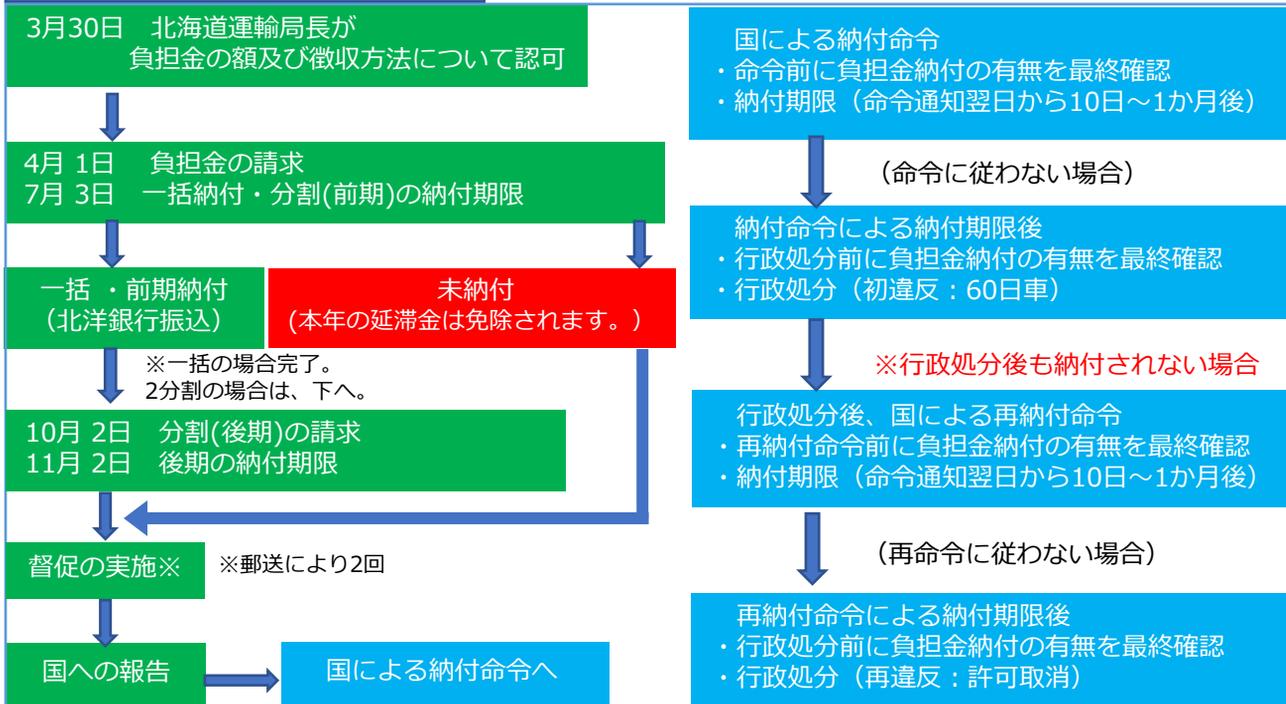
一括納付及び前期の納付期限は 7月3日（月曜日）

北海道貸切バス適正化センターホームページのご案内 (<http://www.hkbt.or.jp/>)

当センターホームページには、巡回指導資料（準備書類、改善結果報告書の記入例）の他、法令等の改正を反映した運行管理規程等の規程類や関係の通達も多数掲載しております。業務のご参考にしてください。



負担金納付の流れ



負担金の精算を行うケース

- 年度途中で事業の休止等を行った場合、負担金の精算 (請求または還付) を行う場合があります。
- 詳しくは、北海道貸切バス適正化センターへお問い合わせください。

【負担金の請求を行うケース】

→ 休止した事業を再開した場合は、再開した月の翌月分から請求します。



【負担金の還付を行うケース】

→ 事業を休止または廃止した場合は、休止または廃止した月の翌月分から還付します。



【負担金の精算 (請求または還付) を行わないケース】

→ 北海道貸切バス適正化センターの管轄区域内 (北海道内) で、以下の変更があったとき

- ・ 営業所を新設したとき (例: 営業所数1→2)
- ・ 営業所を廃止したとき (例: 営業所数3→2)
- ・ 営業所における車両数を変更したとき

【問い合わせ先】 〒064-0808 北海道札幌市中央区南8条西15丁目4-1
北海道ハイヤー会館2階
一般社団法人 北海道貸切バス適正化センター Tel.011-520-7005